

# 予算特別委員会（分科会）審査の流れ

**2/19 (議案発送)**

議員個人による議案精査 → 会派での論点整理

**2/26 (定例会初日)**

本会議（10:00～）：議場

- ①議案上程
- ②予算特別委員会の設置
- ③委員の選任（議長を除く全議員）
- ④議案の付託（請願、意見書を除く全議案）

予算特別委員会（本会議散会后）：議場

- ①正副委員長の互選
- ②分科会の設置（総務分科会、経済建設分科会、民生分科会）
- ③分科会の審査範囲を決定（常任委員会の所管に同じ）
- ④分科会委員の選任（分科会に対応する常任委員会委員）
- ⑤分科会正副委員長の指名（常任委員会の正副委員長）
- ⑥分科会の審査日程を決定

※説明の必要がないことから、理事者の出席を求めない。

分科会論点申し出（～15:00）

15時までに論点を文書で事務局へ提出

2/27

分科会（10:00～）：各常任委員会室

**論点整理**

- ・前日に文書で提出された論点を分科会として整理する。

※説明の必要がないことから、理事者の出席を求めない。

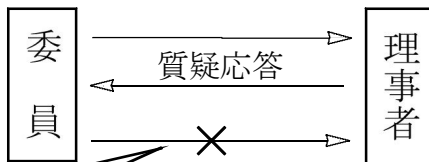
- ・分科会終了後、論点整理により整理した疑問点等を分科会から理事者に伝える。
- ・理事者は、3月3日の分科会に向けた確に答弁・説明ができるよう、事前の準備を行う。

3/3

分科会（10:00～）：各常任委員会室

**質疑**

- ・分科会として整理し、理事者に伝えた論点に基づき質疑を行い、疑義を解明する。

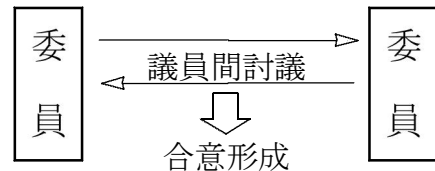


説明員（理事者）に議案の訂正を求めたり賛否の表明をすることにはならない。

理事者退室

**議員間討議**

- ・賛否の理由を明確にし、確認した多数意見を報告できるような審査のための議員間討議を行う。



**分科会審査報告の作成**

**【報告すべき内容】**

- ・論点整理に基づく質疑のうち主なもの
- ・議員間討議の内容
- ・賛否理由の多数意見

3/4

常任委員会（10:00～）：各常任委員会室

- ①請願審査 ②所管事務調査 ③委員長報告の作成

3/9

予算特別委員会（10:00～）：議場

### 分科会審査報告

- ・各分科会委員長から審査報告を行う。



報告への質疑



※1

付託議案の採決



### 委員長報告の作成

- ・全議員で分科会審査報告を受けていることから、報告内容は簡素なものとし、主に審査結果とする。

- ※2 総括質疑を行わない場合、説明の必要がないことから、理事者の出席を求めない。

- ※1 分科会で総括質疑に留保された質疑があった場合

### 総括質疑

- ・委員会で実施について協議・決定。

#### 【実施する場合】

- ①質疑に関する理事者の出席を求める。
- ②総括質疑
- ③総括質疑の対象となった部分について、議員間討議を行う。

- ・総括質疑とは

- 1 質疑は、議案の疑義を解明することが目的である。
- 2 総括質疑は、一括議題とされた案件全部に対する疑義をまとめて述べることである。
- 3 誰が答弁するかは、長が決めるものである。

3/10

本会議（10:00～）：議場

- ①予算特別委員長報告
- ②委員長報告への質疑
- ③討論
- ④採決